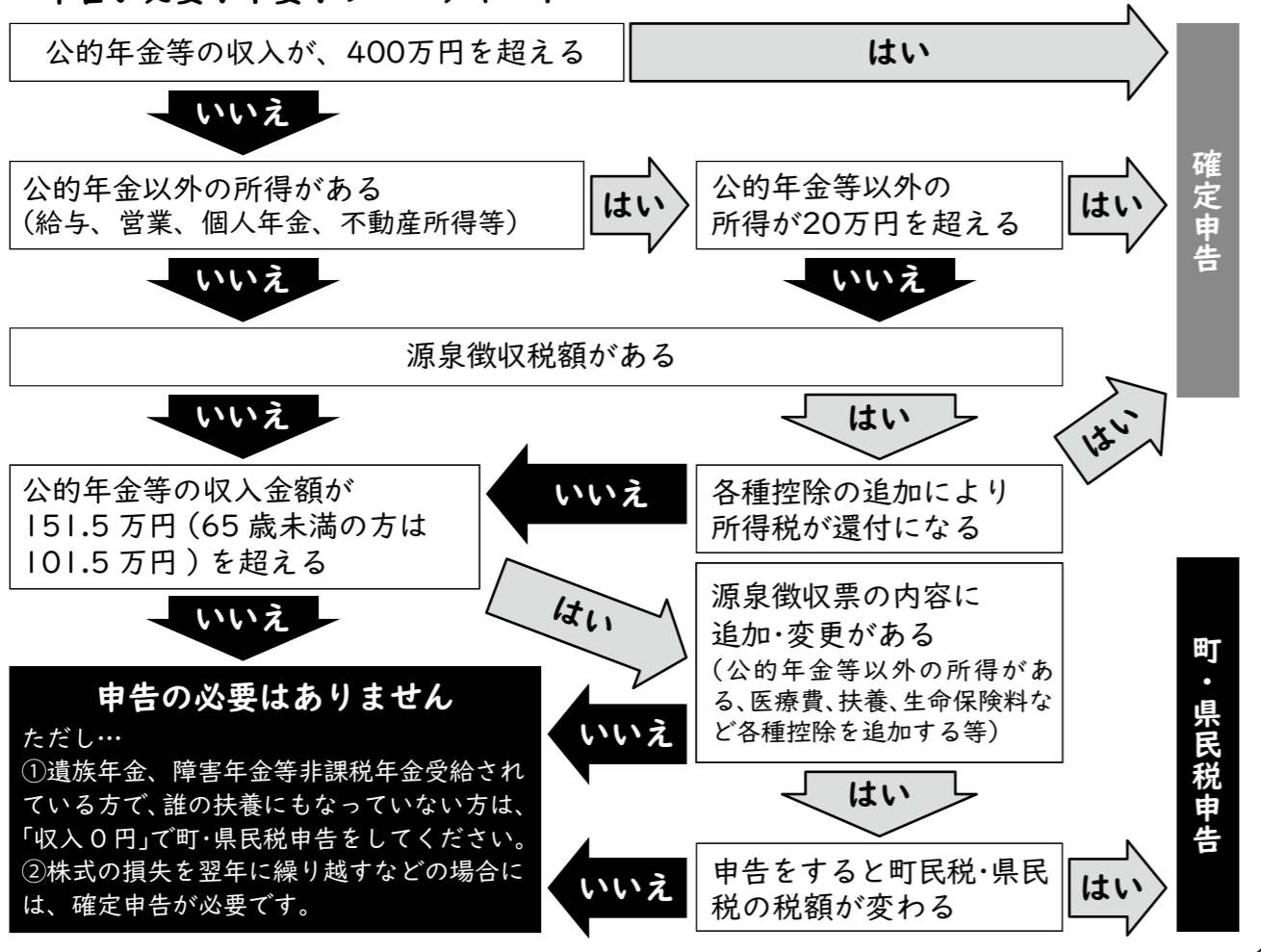




公的年金等を受給されている方へ

～申告が必要？不要？フローチャート～



町・県民税の申告について

所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による提出のご協力をお願いします。

町・県民税の申告書は、坂町ホームページに掲載します。

また、役場税務住民課（☎820-1503）へご連絡いただければご自宅へ郵送します。

必要書類等

- 役場から申告案内の手紙が届いている方は、書類一式
- 個人番号カードまたは通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類
- 各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- 不動産・営業等収入のある方は、**収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）**
- 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに支払済の医療費の明細書
【必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。】
領収書を提出していただく必要はありません。ご自宅で5年間保存してください。
- 寄附金控除を受ける方は、領収書。または「寄附金控除に関する証明書」（ふるさと納税の方のみ）
- 身体障害者手帳等（お持ちの方）
- 学生等の方は、身分証明書または在学の確認ができるもの
- ご本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）

注意事項

- 前年中の収入がない方も、その旨を申告しなければならない場合があります。
- 令和5年1月1日現在で坂町に住民票がない方は、坂町（海田税務署）で申告を受け付けることができません。上記時点での住まいの自治体や税務署で申告をしてください。



令和5年度（令和4年分）所得税の確定申告及び町・県民税の申告について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お住まいの地区ごとに申告の受付日を指定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。また、郵送及び電子申告（e-Tax）による提出にご協力をお願いします。

マイナンバーカードの申請及びマイナポイントのサポート窓口を開設します！ぜひご利用ください。



坂町での申告受付

日時	地区	会場			
2月	7日(火)	9時～16時	小屋浦一丁目・二丁目・水尻・亀石	小屋浦ふれあいセンター 3階大会議室	
	8日(水)		小屋浦三丁目・四丁目		
	9日(木)		小屋浦地区全体・水尻・亀石		
	13日(月)	9時～17時	植田		坂町役場 2階 研修室
	14日(火)		横浜三部		
	15日(水)		横浜二部		
	16日(木)		横浜一部・鯛尾		
	17日(金)		横浜地区全体		
	20日(月)		芻条		
	21日(火)		中村・西側		
22日(水)	上条				
24日(金)	森浜				
27日(月)	平成ヶ浜				
3月	1日(水)	9時～17時	浜宮	坂地区全体	
	2日(木)		北新地		
	3日(金)・6日(月)		坂地区全体		
	7日(火)～15日(水)		町内全地区		
	(土日を除く)				

※土曜開庁窓口では受付を行っていません。ご注意ください。

※坂町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできませんのでご了承ください。

混雑ランプをご利用ください

確定申告及び町・県民税の申告会場の混雑状況を坂町ホームページへ掲載します。また、QRコードからも利用できます。「青（空き）」、「黄（やや混み）」、「赤（混み）」の三段階でお知らせしますので、申告会場にお出かけの際にご利用ください。



税務署での確定申告の受付

海田税務署での申告は予約制です。感染症対策の一環として、1月30日(月)から相談を受け付けています。「入場整理券」が必要ですので、事前に手続きをお願いします。

入場整理券は、会場当日配付（枚数制限有）。

LINEから、事前発行もできます。→



問合せ 所得税の確定申告に関する問合せ 海田税務署 ☎823-2131
町・県民税の申告に関する問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503